

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年8月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人国際教育事情研究会
- 3 代表者の氏名  
風間 邦治
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市寺町2丁目8番4号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、日本の教育向上を図るため、広く海外の教育現場の視察を行い、日本の教育に参考となる情報を収集し研究を行い、成果を市民や教育機関に広く伝えることを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 社会教育の推進を図る活動
  - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (3) 国際協力の活動
  - (4) 子どもの健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

| 変 更 後   | 変 更 前   |
|---|---|
| (選任等)<br>第15条 <u>理事は理事会において、監事は総会において選任する。</u><br>2～4 (略)<br>(任期等)<br>第17条 (略)<br>2 前項の規定に関わらず、後任の <u>監事</u> が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。<br>3～4 (略)<br>(権能)<br>第24条 (略)<br>(1)～(3) (略)<br>(4) 事業報告及び <u>活動</u> 決算<br>(5) <u>監事</u> の選任及び解任、職務及び報酬<br>(6) (略)<br>(権能)<br>第33条 (略)<br>(1) 事業計画及び <u>活動</u> 予算並びにその変更<br>(2) (略)<br><u>(3) 理事の選任、解任、職務及び報酬</u><br><u>(4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）</u><br>その他新たな義務の負担及び権利の放棄<br><u>(5) 事務局の組織及び運営</u> | (選任等)<br>第15条 <u>理事及び監事は、総会において選任する。</u><br>2～4 (略)<br>(任期等)<br>第17条 (略)<br>2 前項の規定に関わらず、後任の <u>役員</u> が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。<br>3～4 (略)<br>(権能)<br>第24条 (略)<br>(1)～(3) (略)<br>(4) 事業報告及び <u>収支</u> 決算<br>(5) <u>役員</u> の選任及び解任、職務及び報酬<br>(6) (略)<br>(権能)<br>第33条 (略)<br>(1) 事業計画及び <u>収支</u> 予算並びにその変更<br>(2) (略)<br><u>(3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）</u><br>その他新たな義務の負担及び権利の放棄<br><u>(4) 事務局の組織及び運営</u> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(6) 総会に付議すべき事項<br/> (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項<br/> (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項<br/> (事業計画及び予算)</p> <p>第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。</p> | <p>(5) 総会に付議すべき事項<br/> (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項<br/> (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項<br/> (事業計画及び予算)</p> <p>第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p> |
|---|---|